

平成 28 年 9 月 27 日

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会 御中

一般社団法人 全国銀行協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、先般、貴会から 2016 年 9 月 12 日付でいただきました「共通番号制度（通称マイナンバー制度）」に関するご質問について、下記のとおりご回答申しあげますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

銀行は、お客さまに提供している金融サービスのうち、税法等の規定により法定調書や申告書等にマイナンバーの記載が必要となる取引について、お客さまにマイナンバーの告知および告知書・申告書等への記載をお願いしており、お客さまへの対応は、税法などの関係法令等を踏まえ、各銀行がそれぞれ判断し、行内手続きを定めて対応しているものであります。

また、マイナンバーを含めた個人情報の管理の方法につきましても、個人情報保護法等にもとづき各銀行がその方法を定めて対応しているものであります。

以上

平成 28 年 9 月 30 日

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会 御中

日本証券業協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴連絡会より頂戴いたしました「共通番号制度（通称マイナンバー制度）に関する質問」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

1. どのような場合に個人番号の提供が必要ですか

所得税法等において、お客さまの個人番号の告知（提供）や告知を受けた者の告知事項の確認に関する規定されており、これらの規定に基づき、各社においてマイナンバーの告知のお願いを含むお客さまへの対応を行っているものと理解しております。

2. 個人番号取得・保管・管理・廃棄事務について

3. PC各社「マイナンバー搭載の機器修理引き受けず」の対応について

個人番号を含む特定個人情報の取得・保管・管理・廃棄事務及び個人番号関係事務の委託先の監督等については、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人情報保護委員会のガイドライン等に基づき、各社において適切に対応しているものと理解しております。

以上